

平成29年度 勝山市社会福祉協議会事業計画

基本方針 地域の機関・団体・住民自治組織等との連携を強め「人と人がつながる元気のでるまちづくり」を目指すとともに、専門機関として地域の福祉課題にこたえていける組織づくりを行う。また、市民のニーズに沿った事業経営をすすめていく。

活動目標

1. 支えあう仕組みづくり
2. 人を育てる環境づくり
3. 誰もが参加したくなる活動の発掘
4. 市社協・地区社協の体制と機能強化

1. 基盤を強化する

1. 法人運営（自主財源）

責任ある法人経営の組織的確立を行うために役員体制の充実および職員の資質向上と育成

- (1) 理事会の開催 年5回～6回
 - ・各事業からの事業報告書の場を設ける
 - ・社協組織整備体制づくり
 - (2) 評議員会の開催 年2回
 - (3) 会計監査
 - ・監事による監査 年2回（上半期・決算）
 - ・会計事務所による毎月監査
 - (4) 評議員選任・解任委員会開催
 - (5) 専門委員会の開催 随時
 - (6) 役員研修会開催 年1回
 - ・サマーセミナー開催
 - ・福井県市町社会福祉協議会会長会への参画
 - ・トップセミナー参加
 - (7) 職員会議・研修、福利厚生
 - ・サービス展開のためのリスクマネジメント研修
 - ・コミュニケーションスキル向上研修
 - ・自己理解・他者理解のための交流分析活用研修
 - ・福井県内社協職員協議会への参加
 - (8) 自主財源の造成（社協会費、特別会費、社会福祉事業基金並びにボランティア基金、ボランティアセンター寄付金、共同募金助成金、映画会収益等）
 - (9) 資格取得支援
2. 法人後見サポートセンター「ささえ愛」（5、権利を守る、2に掲載）
 3. 勝山市共同募金委員会の運営

2. 市民への情報発信

1 企画・広報事業

住民の声を反映し、親しめる企画・広報活動を行う。

- (1) 「社協からこんにちは」を年6回発行。
- (2) E - メールによる交信、情報交換、情報機器の整備
- (3) ホームページのリニューアル

ホームページでの最新情報の発信と社協活動の紹介

アドレス <http://www.katuyama-sk.jp>

- (4) タイムリーな募集等の情報は市広報紙や記者クラブを通じて発信
- (5) 障がい者施設へ広報誌配布の業務委託をし、障がい者の就労支援に協力
- (6) テーマを決めて内容を掲載することにより、より親しみのある社協をめざす

2 ボランティア情報の掲示（社協事務所前掲示）

ボランティアを求める施設等の情報を載せ、誰もが自由に情報を見ることができる環境をつくる

3. 地域と共に元気になる

地域でいつまでも生活していくために「誰も排除しない、誰もが地域と関わりを持ち、社会参加ができるような地域づくり」を目指す

1. 地域福祉推進事業

(1) 地区社会福祉協議会（市補助事業・生活支援体制整備事業）

① 10地区社協の活動支援

福祉のアンテナ機関として地域の問題を拾い上げる。

②地区社協コーディネータを総合支援事業の中における第2層の生活支援コーディネータとして位置付ける。

③3つの圏域に分け（中部、北部、南部）話し合い、研修会の実施。

④地区での課題を話す場を作る

⑤地区社協役職員の研修 サマーセミナーの開催、法人役員研修を兼ねる。

⑥地区社協会長会開催支援

⑦地区社協コーディネーター連絡会等、情報交換会の定例化（年12回）

⑧福祉事業の共同推進

(2) すこやかフェスタの開催（共同募金配分・つながりの輪づくり事業）

福祉健康センター「すこやか」にて 6月10日（土）

地域・団体・学校等が連携を深め交流、ふれあいを持ちその中で

「福祉」を感じてもらうことを目的に開催

◎子どものボランティア体験

◎「ふくし」をいろいろな方向から感じるができる企画づくり

表彰式典を兼ねて市民啓発事業として開催する。

実行委員会にて企画・実施

(3) 給食サービス事業（市受託事業、一部歳末たすけあい配分による）

①65歳以上の虚弱な独居、老夫婦の方にお弁当を調理し、配食をとおして安否確認と交流を図る

②給食サービスの担い手の育成

③給食サービスボランティア研修会

(4) 地域支え合い体制づくり人材育成事業

福祉について理解のある人がたくさんいる地域づくりを目指して
地域コミュニティパートナー養成研修会開催
見守りフレンズ育み講座

(5) 災害救援事業（共同募金配分金）

災害がおこったときに（県内外を含め）互いに助け合える関係を日頃から作るとともに包括支援センター等関係機関・民生委員・別居家族・地区住民等の協力の中で日頃からの安否確認、健康管理、交流活動等安心して暮らせる体制づくり

◎災害については、職員の派遣を行う

◎災害ボランティア連絡会の運営参画（勝山市と共に）

水防訓練等を通じて、勝山市災害ボランティアセンター運営ガイドラインの理解促進を図る

◎災害に備えた研修への参加

2. 住民参加型在宅福祉サービス事業（^{なごみ}和美さん）

住民の連帯ならびに相互扶助を推進することを目的に、公的サービスではできない自由なサービス提供を行う。

◎安定したサービスの提供を推進するための人材確保（協力会員の拡充）と支援技術の向上研修をする。（60歳以上の方への呼びかけ）

3. ふれあいサロン事業（市受託事業）

「歩いていけるその場所に行けば気心が知れた仲間がいる」という観点から、高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的にしている。

◎毎月1～2回以上の継続的サロン開催を目標とし、各地区集落単位でのサロンの立ち上げを支援する。年間延べ730回（地域特性を生かしたサロンづくり）

①サロンボランティアの研修会（圏域ごとに実施）

4. ボランティアセンター事業（平成29年度チャリティ映画収益金）

超高齢社会となり、介護保険制度改正において、NPO・社会法人・民間企業・ボランティア等多様な主体による助け合い活動や生活支援サービスの拡充を地域支援事業に位置づけられた。それに伴いボランティアも様々な関係者とのつながりが求められるようになっている。

(1) 登録・調整・斡旋事業

(2) 金品預託の受付、払出し

市民の方々からの金品を預託し、災害時等必要に応じて払い出す

(3) ボランティアの組織化事業

(4) ボランティア活動の啓発・広報

(5) 活動基盤づくり事業

(6) ボランティアセンター運営委員会（福祉教育推進委員会を兼ねる）

勝山市で暮らすあらゆる世代の「つながる力」を育んでいくために地域を

基盤にしたボランティアセンターの企画・運営を行う
ならびに福祉教育を推進するための話し合いを行う
チャリティー映画の上映会

- (7) 災害ボランティア連絡会への参画
- (8) ボランティア情報拠点づくり・・ボランティア情報の掲示
- (9) ボランティアの育成・研修
 - ・災害ボランティア登録
 - ・小地域でのボランティア講座（地域包括支援センターと共催）
 - ・全国ボランティアフォーラム2017への参加（広島・岡山）
 - ・ボランティア研修会（3月：ボランティア登録者、一般市民対象）
- (10) ボランティア団体の集まり
 - 団体同士のつながりを目的に研修や企画を通して集まる機会をつくる。
- (11) ボランティア保険の加入受付
 - ・登録者及び地域活動ボランティア対象（1年300円加入者負担）
 - ・災害ボランティア保険（天災タイプ1年430円加入者及び主催者負担）
 - ・社協活動全般での保険（役職員、地域ボランティア）
- (12) 地域ぐるみ福祉教育推進事業（県社協受託事業）
 - ①福祉教育推進委員会の開催（福祉教育のあり方、有効な体験プログラムなどについて、多方面からの検討を深める）
 - ②福祉体験サポーター養成、派遣
 - ③各地区社協と学校、公民館、市社協等による福祉教育のネットワークづくり
 - ④地域ぐるみの福祉教育の推進を目的とした研究活動及び広報、啓発活動の実施
 - ⑤福祉教育担当教諭連絡会

5. 福井県ボランティアセンター・ボランティア推進事業への協力

- ①「つながれボランティアの輪」推進強化事業
- ②福縁ボランティアポイント制度の運営協力（平成19年10月運用開始）
ポイントカードの配布、ポイントの発行（スタンプ押印）、ボランティア活動証明書（兼県立施設優待入場券）の発行。及び普及啓発、広報への協力。

6. 勝山市地域いきいきボランティアポイント事業（市受託事業）

高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりの推進のために、高齢者に関するボランティア活動をポイント制にし、ポイントを商品券等に換金する。
対象・・40歳以上の市民、ただし介護保険料の未納または、滞納者は対象にならない。

地域のボランティア活動を奨励し、支援することで、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防を推進する。

- ◎ 相談・マッチング・紹介・ボランティア活動開始へ
- ◎ 研修等での資質向上

7. 福祉総合相談事業（無料法律相談・年金労務相談は市受託金事業）

多様化する市民の相談窓口として問題の解決を図る。また、専門機関への橋渡しをする。

また、種別をわけない相談を受けることで世帯の困りごとに寄り添っていき、生活困窮者自立支援事業とも連携を図り支援の継続を行う。

- | | | |
|-----------------|---------|---------------|
| (1) 無料法律相談（弁護士） | 毎月第2水曜日 | 午後1時30分～4時30分 |
| | 毎月第4水曜日 | 午前9時～午後1時 |
| (2) 年金労務相談 | 毎月第1水曜日 | 午前9時～午後1時 |
| (3) 福祉相談 | 職員随時対応 | 月～金 |
| (4) 介護相談 | 職員随時対応 | 月～金 |
| (5) 夜間相談（要予約） | 毎週水曜日 | 午後6時～8時 |
| (6) 職員による常設相談 | | |

8. 共同募金運動への協力と助成事業の推進

共同募金委員会に募金活動や人的協力をする。また、その助成事業として地域福祉活動の推進及び在宅福祉事業を推進する。

- ・赤い羽根共同募金運動（10月1日～12月31日）
- ・歳末たすけあい募金運動（12月1日～12月31日）

【共同募金配分金事業】

- (1) 老人福祉関係 諸活動の側面的援助
- (2) 児童福祉関係
 - ・市内全小中高へ福祉教育推進事業費の助成
 - ・福祉教育指導員、ゲストティーチャーの派遣ならびに費用福祉教育推進関係事業の実施
 - ・福祉学習交流会の開催
 - 市内の小中学生等を対象に、体験等を通して横のつながりをつくる
 - ・チャイルドシート・ベビーカー貸出事業
 - チャイルドシートの普及、啓発や乳幼児を養育している世帯の福祉増進を目的に、実費負担のみでの貸出を行う。
- (3) 母子父子福祉関係
 - ・諸活動の側面的援助
- (4) 障がい者福祉関係
 - ・貸出サービス（福祉用具、介護機器、リフト付き車両）
 - ・リフトバス運行サービス（賛助会費 年間6,000円 1回12枚）
- (5) ボランティア活動育成
 - ・ボランティア養成講座 ・研修会の開催（再掲）
 - ・福祉について考える研修会
 - 市内学校教諭を対象に子どもたちへの教育に活かせる福祉プログラムについて学んでいただく研修会の開催
 - ・全国ボランティアフォーラム2017への参加（広島・岡山）
- (6) まちなかCafé運営事業
 - 地域で生活するにあたり社会的孤立感の解消及び誰もが気軽に立ち寄れる場所として、勝山サンプラザ内に居場所を設置し、運営する。
 - ・年2回の運営委員会開催

- ・地域貢献事業としての積極的な参加方法の模索
 - ・施設職員による相談会の開催
- (7) その他社会福祉協議会が実施する福祉事業に対し、分野ごとに助成
- (8) グループ、団体、当事者組織等への助成については、共同募金委員会のグループ助成にて申請、決定

【歳末たすけあい配分金事業】

配分委員会にて、要援護世帯、交通遺児等への配分を決定する。ほかに事業を実施する。

4. 地域で生活を続ける

1. ホームヘルプサービス事業（介護保険事業）

理念・・・安全を第一に確実なサービスが行えるように研修や個別ケアの検討会を行い、安心感や満足感を持っていただけるように努めたい。

(1) 老人ホームヘルプサービス（介護保険サービス）

- ①人材の確保
- ②IT化システム導入により情報共有をしてきめ細かな一貫性のあるサービスの提供に努める
- ③サービスを利用した利用者の方の満足感が常に高いところにあるように努めるとともに、認知症利用者の方の理解と対応についての知識を身につけ、ヘルパーの資質向上に努める。
- ④機関との連携による地域貢献
- ⑤内部研修会及び講習会の受講（内部研修会は毎月第3木曜日）
- ⑥あんしんサービス（介護保険外サービスへの対応）

(2) 障害者ホームヘルプサービス事業

- ①障がいがあっても自宅で安心して生活ができるように生活全般の援助を提供し、安心・安全に在宅生活を送れるように援助する
- ②身体障がい者・知的障がい者・児童・精神障がい者へのホームヘルプサービスを提供する。また、障がいの特性に応じた支援のあり方についての研修に努める。
- ③資格取得し、サービスにあたる人員の確保

(3) 訪問型サービスA事業（旧軽度生活援助事業）（市受託事業）

65歳以上の方で基本チェックリストを受けた結果、生活機能の低下があると認められた方に対し、日常生活援助（買い物、掃除、調理、洗濯等）を行い、本人の意欲を引き出し、自立した日常生活を続けられるように援助する。

(4) 家族介護教室 年3回～5回

各中学校校下及び市内の企業などへ介護方法や介護者への健康づくり等について、知識と技術を習得するための教室を開催

2. 家族介護支援事業（介護者支援）（市受託事業）

- ①家族介護をする方を支援するために、ヘルパー等の介護の専門家を家庭に派遣して介護方法の指導や相談を行う。
また、介護ストレス軽減や虐待防止に努める。
対象は、要介護、要支援の認定を受けた方を在宅介護している家族

3. 相談支援事業

（1）居宅介護支援事業（介護保険事業）

理念・・・介護保険法に基づき、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な居宅サービス計画を提供していく。

利用者の希望に沿った介護サービス支援計画を提供するとともに、生活困窮等困難ケースについては関係機関との連携に努め積極的に対応する。

①介護（介護予防）支援事業

1人当たりの件数を確保し、少なくとも月1回は自宅を訪問する

②介護予防ケアマネジメント（勝山市介護予防・日常生活支援総合事業） 総合事業にも積極的取組む

③特定事業所加算（主任ケアマネ）継続

④入退院事連携加算等算定し、医療連携を図る

⑤住宅改修、認定調査

⑥自主的に研修に参加し自己研鑽に励む

（2）相談支援事業（障害者・障害児）（障害者総合支援事業）

初回面接、アセスメント、計画、調整会議、モニタリングを通して、相談支援の充実を目的にサービス等利用計画作成の実施
指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業

（3）相談の担い手の人材育成（養成研修・専門研修）

4. 障害者生活支援事業（市受託事業）

障がいがあっても住み続けられる地域理解の促進と気軽に相談できる場所の確保を目的に事業を行う。

（1）専任職員の設置相談・調整・グループ育成・企画（4名の相談員の設置）

（2）在宅サービス利用援助

（3）地域啓発事業

（4）奥越圏域障害者自立支援協議会への参画

（5）障害者社会参加促進事業（各種教室の開催、料理教室、たまり場 Café、お父さん・お母さん勉強会、障がい者 IT 指導、情報 BoX、生活講座、収穫祭、成年後見講座、啓発事業）

（6）社会生活力支援

当事者グループの育成・外出支援・趣味・余暇活動等

（障がい者団体・ふれあいの部屋・中途障がい者「リラの会」）

（7）ピアカウンセリングの開催（同じ障害を持つ方が相談にのること）

障がい者による相談援助

（8）関係機関との連絡調整

5. 生活支援体制整備事業（市受託事業）

単身世帯等の増加に伴い、ちょっとした支援を必要とする軽度の高齢者が増加している。生活の支援があれば地域で生活し続けられることを目的に福祉サービスの充実や高齢者自らがボランティアを行うなど資源の開発やネットワークを行う。

◎ 生活支援サービスコーディネーターの配置

一人暮らし高齢者、老夫婦世帯の生活支援サービスのコーディネート
地域に不足するサービスの創出、サービス担い手の養成

◎ 各地区社協の第2層のコーディネーターと共に地域の課題に取り組む

◎ まちなかカフェの実施

まちの中心部に「誰もが気軽に立ち寄ることのできる場」の運営

◎ 協議体の運営

関係者間での情報共有ができる場づくり

◎ ケア・ブレイクかっちゃまへの参画

5. 権利を守る

1. 権利擁護事業

(1) 高齢者・障害者日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

勝山市内の市民の方を対象に、判断能力が不十分な高齢者・障がい者の方が、福祉サービスを利用しながら自立した日常生活を送れるよう、福祉サービス利用援助、金銭管理、書類預かりなどを中心とした生活支援を行う。

(2) 相談活動の充実と他機関との連携強化

(3) 関連する社会福祉協議会との連携強化と合同研修会

(4) 障害者支援センターと合同で障がい者対象に「生活講座」を開催するとともに定期的な家計相談を行い、自立への援助を行う。

(5) 生活支援員の確保と育成

(6) 事業の浸透を図るための広報活動の強化

(7) 関係機関連絡会（管内）

(8) 成年後見制度への橋渡しと、後見人等との連携

2. 成年後見に関する事業（自主財源）

最後のセーフティネットとして、対象となる方が、安心して地域で生活できるように実施する

勝山市社協成年後見サポートセンター「ささえ愛」の充実

成年後見制度の相談、日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行する方への援助等。

(1) 相談事業

(2) 法人後見人としての受任

(3) 成年後見制度普及啓発事業（市委託）

(4) 市民後見人養成講座修了者へのフォローアップ講座

(5) 成年後見サポートセンターのPR

成年後見制度講演会、障害者団体、親の会等での研修会支援

* 社協が法人として、広く後見相談にのり支援していくとともに、後見業務が行えるよう関係機関の協力を得る

6. 生活の安定のために

1. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、包括的に支援を行う。

また、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し働く場を広げていく。

（1）生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題を相談に応じ必要な情報提供を行い自立促進を図る

- ・相談員の配置（主任相談支援員、就労支援員、相談支援員）
- ・把握・アウトリーチ（外に出かけていき相談に応じる）、振り分け
- ・アセスメント、プラン策定、モニタリング

（2）支援調整会議の開催

（3）関係機関によるネットワーク会議の開催

2. 資金貸付金事業

（1）生活福祉資金の貸付推進（県社協受託事業）

所得の少ない世帯、障がい者や 介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする資金貸付制度

- ・相談体制の強化を図る

（民生委員・関係機関の協力により低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の相談強化）

- ・滞納者相談支援
- ・制度の広報活動

（2）緊急小口資金 貸付金

（3）一時資金の貸付（小額）・・・小口福祉資金貸付事業（自主財源）

当座の資金不足のための小口貸付

相談により必要に応じて、資金繰りの相談も行う。必要があれば他機関との連携により支援をおこなう

3. 福祉サービス、介護サービスの苦情受付

福祉サービス、介護サービス等の苦情を受付、真摯に受け止め、住民への対応やサービスの向上につなげる。

苦情解決責任者、第3者委員の設置

4. 社協喫茶「ぽっと」の運営管理

福祉健康センター「すこやか」利用者の憩いの場として、創意工夫を重ね飲食の提供を行い、経営の安定を図る。